

防火基準適合表示制度事務取扱要領

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

1 主旨

この要領は、「防火基準適合表示制度」（以下「表示制度」という。）の運用に伴い、表示マーク交付手続き等の事務取扱について必要な事項を定める。

2 防火対象物における対象範囲

ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）のうち、複合用途防火対象物における対象範囲は、原則として防火対象物全体とする。ただし、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、建物全体についての防火（防災）管理や消防用設備等、危険物施設等、建築構造等の違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができる。

3 表示マーク交付事務

防火基準適合表示制度実施要綱（以下「表示要綱」という。）の表示マーク交付申請の受理及び審査並びに交付は、次により行う。

(1) 申請

ア 表示要綱第2条に該当するホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）は、表示要綱第3条に定める表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）に、次のうち必要な書類を添付して管轄する消防署長に申請を行う。ただし、当該報告書等のうち、一定期間内に報告を受理しているものについては、添付を省略することができる。

なお、複合用途防火対象物の申請について、原則として表示要綱別表第2（表示基準）のうち、建物全体に係る部分の審査が必要となるため、建物全体に係る部分が確認できる書類の添付を求めるものとする。

- (ア) 防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写）
- (イ) 防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写）
- (ウ) 消防用設備等点検結果報告書（写）
- (エ) 製造所等定期点検記録表（写）
- (オ) 定期調査報告書（写）
- (カ) その他消防署長が必要と認める書類

イ 表示対象となるホテル・旅館等のうち、消防法（昭和23年7月24日法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならない防火対象物については、点検報告義務の対象外となるが、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検を実施し、申

請書にその結果の添付を求めるものとする。

(2) 受付

消防署長は、申請書に記載されている事項及び添付書類を確認して受理する。

(3) 審査

消防署長は、表示要綱別表第2について、別添の防火基準適合表示判定基準、表示制度における建築構造等審査マニュアル（平成25年12月27日付け消防予第499号）等により表示マークに係る審査判定書（別記1）を用いて審査を行うものとする。

なお、次の事項を考慮すること。

ア 防火対象物が防火対象物点検報告制度の特例認定の対象である場合、表示基準の審査は、特例認定の審査結果を参考とする。

イ 申請時に添付された定期調査報告書は、建築基準法（以下「建基法」という。）第12条の規定に基づき、特殊建築物等の定期調査期間内に報告されているものを有効とする。

ウ 表示基準中の消防計画における訓練については、旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて（昭和62年8月1日付け消防予第131）に基づき実施することが消防計画において定められている場合は、防火対象物定期点検報告書において、当該訓練の実施について確認するものとし、必要に応じて訓練の立会い等を行うものとする。

エ 表示基準中の建築構造等の判定にあたっては、申請書に添付される、建基法第12条に基づく定期調査報告書を表示制度における建築構造等審査マニュアルを活用して審査する。

(4) 照会

消防署長は、(3)の審査により建築行政機関に照会する必要がある場合は、当該機関に照会を行う。

(5) 立入検査

消防署長は申請書の審査と併せ立入検査を実施し、法令の遵守事項を確認する。ただし、申請のあった日から起算して3か月以内に行った立入検査の結果が、消防法令に適合していると認められる場合は、この限りでない。

なお、ホテル・旅館等に危険物施設等があり、消防署長が必要と認める場合は、消防局予防課危険物規制担当が立入検査に同行する。

(6) 表示マークの交付

消防署長は、表示マークの交付について次の手続きを行う。

ア 認定防火対象物

(ア) 認定とする防火対象物は、表示要綱に定める表示基準適合通知書（様式第2号）による通知、表示要綱別図に定める表示マーク及びホームページ等における電子データの表示マークを交付する。

なお、表示要綱別図に定める表示マークは、消防局長が該当する消防署長にあらかじめ送付するものとする。

(イ) 消防署長は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局ホームページ（以下「消防局ホームページ」という。）で表示マークの交付状況が公表されること及び消防局、消防署で交付状況を閲覧することができることを説明するものとする。

イ 不認定防火対象物

不認定とする防火対象物は、表示要綱に定める表示基準不適合通知書（様式第4号）による通知を行う。

(7) 報告

消防署長は、表示要綱第5条による通知又は同要綱第9条による返還をした場合、表示マーク交付等報告書（別記2）により消防局長に報告するものとする。

4 表示マークの掲出留保

消防署長は、表示要綱第9条第3号において、表示基準の適合性についての調査結果が確定するまでの間は、関係者に表示マークの掲出を留保させるものとする。

5 表示マークの有効期間

(1) 表示マークの有効期間は、最初に交付を行った日を基準日（起点）とし、表示マーク（銀）から表示マーク（金）に変更となる場合であっても、交付する表示マーク（金）に記載する交付年月日は最初に表示マーク（銀）の交付を行った日とする。

(2) 表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とする。

6 公表の手続き

(1) 消防局ホームページへの掲載

消防局長は、3(7)の報告を受けた場合、表示マーク交付対象物一覧（別記3）を消防局ホームページに掲載、更新又は削除するとともに、消防署長に通知するものとする。

(2) 消防局及び消防署での閲覧

消防局長及び前(1)の通知を受けた消防署長は、来庁者から希望があれば、表示マーク交付対象物一覧（別記3）を閲覧させなければならない。

7 情報共有

消防署長は、表示マークを交付したホテル・旅館等の情報について、建築行政機関等と情報共有するよう努めるものとする。

8 表示マークの表示

表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

なお、ホームページ等における表示マークの使用方法は、平成26年3月7日付け消防予

第 61 号（ホームページ等における表示マークの使用方法について）に基づくものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。